

平成 25 年度  
山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会  
会議資料

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

平成 25 年度 山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会

・・・ P 01～ P 08

- 現在、条例で定められている行政委員会委員の報酬の額
- 行政委員会の制度及び趣旨
- 行政委員会委員の報酬の額についての解釈と最高裁判決
- 行政委員会の概要

行政委員会の活動実績

・・・ P 09

行政委員会の委員の報酬の額〔県内 13 市との比較〕・・・ P 10

- 条例で定められた減額措置前の報酬等の額の比較
- 減額措置後の報酬等の額の比較

行政委員会の委員の報酬の額〔類似団体 20 市との比較〕

・・・ P 11～ P 12

- 条例で定められた減額措置前の報酬等の額の比較
- 減額措置後の報酬等の額の比較

非常勤職員の報酬の額

・・・ P 13

平成 25 年度 山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会

現在の非常勤職員（選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員、教育委員会の委員）の報酬の額が適当であるかについての審議をお願いいたします。

【山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会規則】

（意見の聴取）

第 2 条 市長は、非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 44 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額（以下「非常勤職員の報酬の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ非常勤職員の報酬の額について審議会の意見を聴くものとする。

【山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例】

（適用範囲）

第 2 条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会の委員 ※ 4 人
- (2) 監査委員 ※ 2 人
- (3) 公平委員会の委員 ※ 3 人
- (4) 農業委員会の委員 ※ 25 人 [公選委員 20 人、推薦委員 5 人]
- (5) 教育委員会の委員 ※ 5 人

別表第 1（第 3 条関係）

職 名		区 分	金 額
選挙管理委員会委員長		月額	40,000円
選挙管理委員会委員		月額	35,500円
監査委員	市議会議員から選任された者	月額	39,000円
	識見者から選任された者	月額	180,000円
公平委員会委員長		月額	37,000円
公平委員会委員		月額	34,000円
農業委員会会長		月額	44,000円
農業委員会会長職務代理者		月額	35,500円
農業委員会委員		月額	33,000円
教育委員会委員長		月額	74,000円
教育委員会委員		月額	64,000円

## 行政委員会について

### (1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員である。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会若しくは公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

### (2) 行政委員報酬について

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」（日額制）とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」（月額制）と定められている。

#### 【地方自治法】

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

#### 《参考1》

#### 【地方自治法第203条の解釈について】

非常勤職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粹に勤務する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。

しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもって支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

[学陽書房 逐条地方自治法 松本英昭 著] 抜粋

## 《参考2》

### 【滋賀県労働委員会等委員会月額報酬支出差止請求住民訴訟事件について】

○最高裁 平成23年12月15日判決

①結果：滋賀県勝訴

②判決要旨

月額報酬を採ることが特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え、これを濫用するものとは言えない。

③ただし書の解釈

原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることにより、それ以外の方法及び金額を含む内容に関しては、当該非常勤職員の職務の性質や内容、職責や勤務の態様について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的・技術的な見地から裁量権に委ねたものと解するのが相当である。

## 《参考》

○山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

(報酬の額)

第3条 前条第1項第1号から第10号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前条第1項第11号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円(特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額)とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則(平成18年山陽小野田市規則第34号)第34条においてその例によることとされた場合を含む。)、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開かれた時刻から閉じられた時刻まで(以下「開所時間」という。)の間に従事した時間(以下「従事時間」という。)が開所時間に満たない場合は、これらの

者の報酬の額は同表に掲げる報酬の額を開所時間数で除して得た額に従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、出務手当及び旅費の2種とする。

- 2 農業委員会の委員が実地調査のため出務したときは、出務回数にかかわらず、その出務した実日数に応じて1日2,000円を出務手当として支給する。
- 3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第2に定めるところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。
- 5 同一日に山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成20年山陽小野田市条例第25号)第3条第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合又は同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と同条例第3条第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

(月額報酬)

第5条 月額報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

- 2 死亡したときは、その月まで支給する。
- 3 第1項の規定により報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 月額による報酬を受けた者で職務の変更に伴い月の途中において、報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

附 則

(非常勤職員の報酬の特例)

- 5 第2条第1項第1号から第6号まで、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあ

るのは「1,000円」とする。

- 6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「1,000円」とする。
- 7 第2条第1項第7号に掲げる芸術顧問の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

## 行政委員会の概要

### 選挙管理委員会

選挙管理委員は、地方自治法の規定により選挙権を有する者のうちから議会において選挙により選出されます。

委員会の委員定数は4人で、任期は4年となっています。

会議は毎年3月・6月・9月・12月に行う定時登録や選挙人名簿の調製を行うため毎月1回開催するほか、選挙時等に開催されます。

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされています（地方自治法186条）。

「選挙に関する事務」とは国政・地方選挙や農業委員会委員選挙などの事務をいい、「選挙に関係のある事務」とは選挙に関する訴訟、直接請求、住民投票、国民投票などの事務をいいます。

### 監査委員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれている執行機関で、市長から独立した、行政委員会のひとつです。市の予算執行が、公正で合理的、効果的に行われているかを監査し、決算について審査（公営企業を含む）を行っています。

#### ◇監査委員の構成

監査委員の定数は2人で、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するものから選出される委員と、議会から選出される委員とで構成され、市長が議会の同意を得て選任します。

#### ◇監査委員の任期

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にとっては4年、議員のうちから選任される者にとっては議員の任期となります。

#### ◇監査委員の業務

決算審査は、会計管理者から提出を受けた決算資料に基づき審査を行い、決算審査意見書を市長に提出します。定期監査は、行政監査の視点を持ちつつ財務に関する事務の執行状況等を監査します。例月出納検査は、会計管理者及び水道事業の管理者の権限を行う市長から提出のあった月間報告書に基づき現金出納検査をおこないます。



## 公平委員会

公平委員会とは、準立法的権限、準司法的権限をも有する行政委員会であり、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関で、必ず設置することとされているものです。（地方公務員法第7条第3項）

### ◇公平委員会の委員の選任

公平委員会の委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。（地方公務員法第9条の2第2項）

公平委員会の委員は、非常勤とされており、任期は4年です。（地方公務員法第9条の2第10項、第11項）

公平委員会の委員は、3名です。（地方公務員法第9条の2第1項）

### ◇公平委員会の業務（地方公務員法第8条第2項）

- ・ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての職員からの不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・ 職員からの苦情の処理をすること。
- ・ その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務（職員団体の登録等）

## 農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会であり、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に貢献するため、農業委員会に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積のある市町村に必ず置かなければならない機関です。

### ◇市委員の構成

農業者の代表である委員等で構成されており、公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた委員（20人）と、市長から選任された委員（5人）で構成されています。

### ◇農業委員会の主な業務

農地の売買・貸し借りの許可（農地法3条関連）や農地転用の許可及び届出受理（農地法4条・5条関連）、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に関する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に関わる業務を行います。また、農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、

意見の公表や他の行政庁への建議を行うほか、行政庁の諮問に応じて答申を行います。

## 教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」に基づく事務を行うために、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうち、地方公共団体の長が議会に提案し、同意を得て任命した5人の委員で構成されています。任期は、4年です。

教育委員会は、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、学校教育、社会教育、文化及びスポーツの振興や普及を図るために、行政事務を一体的に行っている合議制機関です。教育委員個々人は教育委員会の職務権限に属する事務を管理執行することはできません。

委員長は、委員のうちから選挙により選出され、教育委員会を代表するとともに、会議を招集し、会議を主宰します。また、委員長の職務を代理する者(委員長職務代理者)をあらかじめ指定しておくこととされています。

教育長は、教育委員の中から選任されます。教育長は、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督するほか、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言することを職務とします。

選挙管理委員会の活動実績

行政委員会【H25委員数】	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
公平委員会【3人】	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	11回
選挙管理委員会【4人】	21回	17回	19回	22回	15回	16回	14回	25回
衆議院	◎			◎				◎
参議院			◎			◎		
参議院(補選)	○							
県知事	◎				◎			
県議会		◎	○			◎	○	
市長	○			◎	○			◎
市議会				◎				◎
海区漁業調整委員会	◎				◎			
海区漁業調整委員会(補選)		◎						
農業委員		◎			◎			◎
住民投票	○							◎
監査委員【2人】	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
決算審査	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～8月	6月～11月	6月～11月
財政・経営健全化審査	7月～8月	7月～8月	7月～8月	—	—	—	—	—
定期監査	9月～3月	8月～3月	8月～3月	8月～3月	9月～3月	9月～3月	11月～3月	11月～3月
議会の請求に基づく監査	1件	—	—	—	—	—	—	—
住民監査請求に基づく監査	—	—	—	1件	—	—	—	—
農業委員会【25人】	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	13回
農地相談	200件	200件	200件	200件	200件	200件	200件	200件
農地申請受理	96件	71件	79件	80件	85件	127件	157件	122件
教育委員会【5人】	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
臨時	4回	6回	2回	4回	3回	3回	2回	1回

※ 選挙管理委員会 「◎」は選挙実施年度、「○」は選挙実施の前年度(準備)

行政委員会委員の報酬の額<宇部市は日額(農業委員会委員を除く)。その他の市はすべて月額> (単位:円)

市名	選挙管理委員会			監査委員			公平委員会			農業委員会			教育委員会			
	委員長	委員	議員	議員	識見者	委員長	委員	会長	職務代理者	委員	委員長	委員	委員長	委員		
	57,000	45,000	46,000	100,000	9	57,000	45,000	45,000	6		33,000	2	134,000	1	115,000	
1 下関市	57,000	45,000	46,000	100,000	9	57,000	45,000	45,000	6		33,000	2	134,000	1	115,000	
2 宇部市	16,000	13,400	13,400	13,400		16,000	13,400	42,700	9	35,100	8	16,000	5	13,400		
3 山口市	52,800	46,600	38,500	7	255,000	38,300	5	51,800	1	38,300	1	29,000	9	109,000	2	91,000
4 萩市	54,000	44,000	38,000	8	160,000	25,000	7	48,000	2	38,000	2	27,000	12	63,000	10	54,000
5 防府市	45,000	40,000	41,000	4	90,000	40,000	4	46,000	3	36,000	6	33,000	2	88,000	4	75,000
6 下松市	36,000	31,000	34,500	12	171,000			40,000	12	31,000	10	29,000	9	73,000	9	62,500
7 岩国市	50,000	46,000	40,000	5	100,000	46,000	3	46,000	3	38,000	2	34,000	1	93,000	3	79,000
8 光市	36,100	32,300	36,100	10	161,500	18,800	8	42,700	9	33,200	9	31,300	5	73,100	8	63,600
9 長門市	36,000	28,000	42,000	3	150,000			42,000	11	31,000	10	28,000	11	54,000	11	46,000
10 柳井市	44,000	35,000	44,000	2	106,000			44,000	7	37,000	4	31,000	7	77,000	6	66,000
11 美祇市	32,000	25,000	35,000	11	150,000			35,000	13			25,000	13	51,000	12	46,000
12 周南市	47,000	39,000	38,000	8		47,000	2	46,000	3	37,000	4	31,000	7	81,000	5	65,000
13 山陽小野田市	40,000	35,500	39,000	6	180,000	37,000	6	44,000	7	35,500	7	33,000	2	74,000	7	64,000

行政委員会委員の報酬の額<減額措置後の額での比較 ※減額措置は山陽小野田市のみ> (単位:円)

市名	選挙管理委員会			監査委員			公平委員会			農業委員会			教育委員会			
	委員長	委員	議員	議員	識見者	委員長	委員	会長	職務代理者	委員	委員長	委員	委員長	委員		
	57,000	45,000	46,000	100,000	9	57,000	45,000	45,000	6		33,000	2	134,000	1	115,000	
1 下関市	57,000	45,000	46,000	100,000	9	57,000	45,000	45,000	6		33,000	2	134,000	1	115,000	
2 宇部市	16,000	13,400	13,400	13,400		16,000	13,400	42,700	8	35,100	7	16,000	4	13,400		
3 山口市	52,800	46,600	38,500	6	255,000	38,300	4	51,800	1	38,300	1	29,000	8	109,000	2	91,000
4 萩市	54,000	44,000	38,000	7	160,000	25,000	7	48,000	2	38,000	2	27,000	12	63,000	9	54,000
5 防府市	45,000	40,000	41,000	4	90,000	40,000	4	46,000	3	36,000	6	33,000	2	88,000	4	75,000
6 下松市	36,000	31,000	34,500	11	171,000			40,000	11	31,000	9	29,000	8	73,000	8	62,500
7 岩国市	50,000	46,000	40,000	5	100,000	46,000	3	46,000	3	38,000	2	34,000	1	93,000	3	79,000
8 光市	36,100	32,300	36,100	9	161,500	18,800	8	42,700	8	33,200	9	31,300	5	73,100	8	63,600
9 長門市	36,000	28,000	42,000	3	150,000			42,000	11	31,000	10	28,000	11	54,000	11	46,000
10 柳井市	44,000	35,000	44,000	2	106,000			44,000	7	37,000	4	31,000	6	77,000	6	66,000
11 美祇市	32,000	25,000	35,000	10	150,000			35,000	13			25,000	13	51,000	12	46,000
12 周南市	47,000	39,000	38,000	8		47,000	2	46,000	3	37,000	4	31,000	6	81,000	5	65,000
13 山陽小野田市	34,000	30,175	33,150	12	153,000	31,450	6	37,400	12	30,175	11	28,050	10	62,900	10	54,400

行政委員会委員の報酬の額＜減額措置前＞

(単位:円)

市名	選挙管理委員会		監査委員会		公平委員会		農業委員会			教育委員会		非常勤職員報酬の額
	委員長	委員	議員	識見者	委員長	委員	会長	職務代理者	委員	委員長	委員	
1 秩父市	35,000	28,000	41,000	75,000	7,400	6,800	41,000	36,000	32,000	72,000	61,000	11,600
2 綾瀬市	36,400	28,900	40,600	83,600	8,400	8,400	51,200	32,100	32,100	88,200	71,400	
3 柏崎市	40,200	30,500	40,300	88,700	19,900	17,500	48,300	37,200	30,500	80,300	67,600	6,300
4 射水市	10,000	8,000	23,000	75,000	8,000	8,000	20,000	15,000	15,000	36,000	30,000	3,000
5 加賀市	30,000	25,000	42,000	70,000	6,500	6,500	18,000	18,000	16,000	60,000	48,000	6,000
6 鯖江市	8,600	8,100	36,000	102,000	8,600	8,100	24,000	22,000	19,000	63,000	49,000	7,500
7 越前市	8,200	7,700	34,000	120,000	8,200	7,700	23,000	18,000	18,000	60,000	47,000	7,700
8 坂井市	10,000	9,000	35,000	95,000	10,000	9,000	210,000	180,000	150,000	60,000	50,000	7,000
9 富士吉田市	158,000	112,000	318,000	7,100	53,000	48,000	294,000	246,000	234,000	294,000	234,000	6,100
	13,200	9,500	26,500		4,400	4,000	24,500	20,500	19,500	24,500	19,500	
10 岡谷市	52,900	36,700	56,900	100,600	41,800	40,800	84,700	55,900	42,800	96,200	71,600	7,000
					3,500	3,400						
11 関市	10,000	8,000	21,000	46,000	8,000	8,000	16,000	16,000	16,000	40,000	37,000	6,500
12 土岐市	8,000	7,500	20,000	40,000	7,500	7,500	17,000	14,000	14,000	40,000	35,000	6,040
13 可児市	11,000	10,000	35,000	60,000			30,000	25,000	25,000	50,000	40,000	
14 裾野市	20,400	18,400	42,000	95,000			24,400	20,400	20,400	35,900	30,900	6,000
15 赤穂市	38,500	18,500	39,000	116,500	12,000	9,500	48,000	38,000	34,000	74,000	60,500	
16 高砂市	57,000	45,000	45,000	250,000	28,000	23,000	57,000	49,000	45,000	72,000	67,000	9,000
17 たつの市	45,000	30,000	41,000	90,000	10,000	9,000	47,000	41,000	41,000	78,000	62,000	8,600
18 下松市	36,000	31,000	34,500	171,000			40,000	31,000	29,000	73,000	62,500	4,700
19 光市	36,100	32,300	36,100	161,500	18,800	16,900	42,700	33,200	31,300	73,100	63,600	5,100
20 山陽小野田市	40,000	35,500	39,000	180,000	37,000	34,000	44,000	35,500	33,000	74,000	64,000	5,300
20 山陽小野田市	24,000	21,300	4,900	22,500	37,000	34,000	22,000	17,800	16,500	49,300	42,700	

実績を日額に

行政委員会委員の報酬の額<減額措置後>

(単位:円)

市名	選挙管理委員会		監査委員会		公平委員会		農業委員会			教育委員会		非常勤職員報酬の額
	委員長	委員	議員	識見者	委員長	委員	会長	職務代理者	委員	委員長	委員	
1 秩父市	35,000	28,000	41,000	75,000	7,400	6,800	41,000	36,000	32,000	72,000	61,000	11,600
2 綾瀬市	36,400	28,900	40,600	83,600	8,400	8,400	51,200	32,100	32,100	88,200	71,400	
3 柏崎市※増額	40,700	31,000	40,700	90,000	19,900	17,500	48,800	37,700	31,000	81,300	68,600	6,400
4 射水市	10,000	8,000	23,000	75,000	8,000	8,000	20,000	15,000	15,000	36,000	30,000	3,000
5 加賀市	30,000	25,000	42,000	70,000	6,500	6,500	18,000	18,000	16,000	60,000	48,000	6,000
6 鯖江市	8,600	8,100	36,000	102,000	8,600	8,100	24,000	22,000	19,000	63,000	49,000	7,500
7 越前市	8,200	7,700	34,000	120,000	8,200	7,700	23,000	18,000	18,000	60,000	47,000	7,700
8 坂井市	10,000	9,000	35,000	95,000	10,000	9,000	210,000	180,000	150,000	60,000	50,000	7,000
9 富士吉田市	158,000	112,000	318,000	7,100	53,000	48,000	294,000	246,000	234,000	294,000	234,000	6,100
	13,200	9,300	26,500		4,400	4,000	24,500	20,500	19,500	24,500	19,500	
10 岡谷市	52,900	36,700	56,900	100,600	41,800	40,800	84,700	55,900	42,800	96,200	71,600	7,000
					3,500	3,400						
11 関市	10,000	8,000	21,000	46,000	8,000	8,000	16,000	16,000	16,000	40,000	37,000	6,500
12 土岐市	8,000	7,500	20,000	40,000	7,500	7,500	17,000	14,000	14,000	40,000	35,000	6,040
13 可児市	11,000	10,000	35,000	60,000			30,000	25,000	25,000	50,000	40,000	
14 裾野市	20,400	18,400	42,000	95,000			24,400	20,400	20,400	35,900	30,900	6,000
15 赤穂市	38,500	18,500	39,000	116,500	12,000	9,500	48,000	38,000	34,000	74,000	60,500	
16 高砂市	57,000	45,000	45,000	250,000	28,000	23,000	57,000	49,000	45,000	72,000	67,000	9,000
17 たつの市	45,000	30,000	41,000	90,000	10,000	9,000	47,000	41,000	41,000	78,000	62,000	8,600
18 下松市	36,000	31,000	34,500	171,000			40,000	31,000	29,000	73,000	62,500	4,700
19 光市	36,100	32,300	36,100	161,500	18,800	16,900	42,700	33,200	31,300	73,100	63,600	5,100
20 山陽小野田市	34,000	30,175	33,150	153,000	31,450	28,900	37,400	30,175	28,050	62,900	54,400	1,000
20 山陽小野田市	20,400	18,105	4,100	19,100	31,450	28,900	18,700	15,100	14,000	41,900	36,300	

実績を日額に

順位	県名	市名	条例の額	減額後の額	
30	兵庫県	赤穂市	14,000円		
1	埼玉県	秩父市	11,600円		
2	山口県	山口市	10,200円		
3	兵庫県	高砂市	9,000円		
4	兵庫県	たつの市	8,600円		
28	神奈川県	綾瀬市	8,400円		
5	福井県	越前市	7,700円		
6	福井県	鯖江市	7,500円		
7	福井県	坂井市	7,000円		
8	長野県	岡谷市	7,000円		
9	山口県	下関市	6,600円		
10	岐阜県	関市	6,500円		
11	山口県	岩国市	6,400円		
12	新潟県	柏崎市	6,300円	6,400円	100円増額
13	山梨県	富士吉田市	6,100円		
14	岐阜県	土岐市	6,040円		
15	石川県	加賀市	6,000円		
16	静岡県	裾野市	6,000円		
29	岐阜県	可児市	6,000円		
17	山口県	周南市	5,900円		
18	山口県	防府市	5,700円		
19	山口県	山陽小野田市	5,300円	1,000円	
20	山口県	光市	5,100円		
21	山口県	柳井市	5,100円		
22	山口県	萩市	5,000円		
23	山口県	長門市	5,000円		
24	山口県	美祢市	5,000円		
25	山口県	下松市	4,700円		
26	山口県	宇部市	4,000円		
27	富山県	射水市	3,000円		学識経験者：委員長10,000円、委員8,000円 その他：委員長5,000円、委員3,000円